

情報セキュリティポリシー

一般財団法人 大阪建築防災センター

1. 情報資産の保護方針

一般財団法人大阪建築防災センター（以下「この法人」という。）は、お客様情報を含む保有する情報及びコンピューター・ネットワークなどの情報システムを情報資産（以下「情報資産」という。）と位置付け、これら情報資産を保護・管理するためにセキュリティ対策などを講じることにより安全かつ適切に取り扱うため、情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定め、これを実行します。

2. セキュリティの確保

この法人は情報資産の漏洩リスク等に対して常に適切な防護措置を講じることにより、お客様及び関係者の信頼を得るよう努めます。

3. 情報資産の管理体制

この法人は、情報資産に係る不正アクセス、情報漏洩、改ざん等の事故を防止するため、管理体制を整備し、適切な技術的対策や物理的対策等を講じます。

4. 情報セキュリティ対策の実施

この法人は、定期的に情報資産の管理状況を把握するとともにリスク分析に従った必要なセキュリティ対策を迅速に実施できる体制を維持します。

5. 情報セキュリティに関する教育・訓練の実施

この法人は、個人情報保護規程や本ポリシーにより情報資産の適切な管理を行うための明確な方針を役職員等に周知徹底するとともに、情報セキュリティに関する知識・能力の向上を図るための教育・訓練を継続的に実施します。

6. 適切な業務委託先による管理

この法人が業務の一部を委託する場合には、この法人と同等のセキュリティレベルを維持していることを確認し、十分な管理水準を満たした信頼できる委託先を選定し、機密保持契約を締結するとともに、適切に監督します。

7. 法令等の遵守

関係法令及びこの法人が定めた規程等を遵守し、違反する行為があれば厳しく対処することにより、適切に情報資産を保護・管理します。

8. 内部監査の実施

業務遂行において本ポリシーが有効に機能しているかを検証するため、情報セキュリティ対策に関し内部監査を実施します。

(附則)

- 1 平成29年2月1日より施行する。
- 2 平成30年4月1日より施行する。